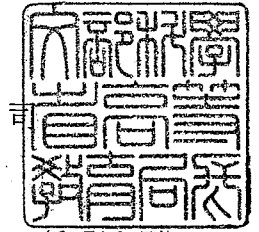


29文科高第683号  
平成29年10月31日

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長  
義本博



(印影印刷)

文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る  
財産処分承認基準について（依頼）

このことについて、「文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（依頼）」（平成26年3月31日付け26文科高第1080号文部科学省高等教育局長、同生涯学習政策局長依頼）により取り扱ってきたところですが、この度、別紙の「私立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の取扱いについて」を一部変更することとしました。

ついては、別紙のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれては、このことを所轄の私立学校を設置する学校法人等に対して周知するとともに、事務処理に遺漏のないよう配慮をお願いします。

財産処分を行うに当たっては、補助金の趣旨に鑑み、当該財産処分を行っても学生等の安全性及び教育研究環境等が損なわれることなく、引き続き適切に維持されることを確認するなどの配慮をお願いします。

なお、当該承認基準については、平成29年10月31日から適用します。

記

- 1 幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の取り扱いに関すること（別紙 2.（1）③、別紙3.（3））

【本件照会先】

高等教育局私学部私学助成課助成第四係  
03-5253-4111（内線2547）

## 私立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の取扱いについて

### 1. 財産処分の承認

私立学校施設整備費補助金等（2に掲げるもので、以下「補助金」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となる。

この承認については、別添「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）及び以下に基づき取り扱うこととする。

### 2. 対象となる補助金

#### (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

- ① 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））
- ② 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業）
- ③ 私立学校建物其他災害復旧費補助金

ただし、③については幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」という）も対象に含むこととし、その取扱いについては「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について（通知）」を準用する。

#### (2) 高等専門学校、短期大学、大学、専修学校

- ① 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））
- ② 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）
- ③ 私立学校建物其他災害復旧費補助金

### 3. 承認手続

#### (1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、文部科学大臣に承認基準別紙1の財産処分承認申請書を提出し、承認を得るものとする。

なお、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

## (2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、5(2)に規定する納付金(ただし書きを除く。)を国庫に納付した場合は、この限りでない。

## (3) 経由機関

幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校を設置する学校法人が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合は、都道府県私立学校所管部局を経由して提出するものとする。

この場合において、都道府県私立学校所管部局は学校認可、学校法人の寄附行為、財政状況等を考慮し、当該財産処分に対して必要な意見を付するものとする。

## 4. 申請手続の特例(包括承認事項)

### (1) 報告事項

3(1)にかかわらず、次に掲げる財産処分であって、文部科学大臣に承認基準別紙2の財産処分報告書を提出した場合は、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 災害又は火災等により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄。
- ② 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し。ただし、補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。
- ③ 自前で改築する建物の取壊し。(当該取壊し面積以上の建物を自前で復旧する場合に限る。)
- ④ ①から③までの建物の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない、建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄。

## 5. 国庫納付に関する承認の基準

### (1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納

付を要さないものとする。

① 包括承認事項

② 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の財産処分であって、次の場合に該当するもの。

ア 転用、無償譲渡又は無償貸与の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合。

イ 交換により得た建物等において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合。

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する建物等を整備するために、取壊し又は廃棄を行うことが必要な場合。（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 国庫補助事業完了後10年未満の建物等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの。

④ 耐震補強工事又はアスベスト対策工事等を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。）

⑤ その他文部科学大臣が特に認めるもの。

## （2）国庫納付を条件として承認する場合

上記（1）以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

## 6. 再処分に関する条件

### （1）再処分に関する条件が付されたものとみなす場合

上記4（1）のうち、③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けずに当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ）が付されたものとみなす。

(2) 再処分に関する条件を付す場合

上記5(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件を付すものとする。

(3) 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、承認基準及び本通知に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

7. 担保に供する処分(抵当権の設定)

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認する。

承認申請に当たっては、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付が確実に履行できることが証明できる資料を提出する。

なお、日本私立学校振興・共済事業団に対して補助財産を担保に供する場合は、承認基準別紙2の財産処分報告書を文部科学大臣に提出することで、包括承認事項として文部科学大臣の承認があったものとみなす。

また、抵当権が実行に移された場合であって、このことにより本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼすと文部科学大臣が認める場合には、適正化法第17条第1項に基づき補助金の交付決定を取り消し、適正化法第18条第1項に基づきその補助金等の返還を命じることとなる。